

老人保健施設勝央苑 (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)に関する 重要事項説明書

※介護保険被保険者証等の確認

利用申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

1、施設 の 概 要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 社会福祉法人 勝央福祉会 老人保健施設 勝央苑
- ・ 開設年月日 平成10年4月1日
- ・ 所在地 岡山県勝田郡勝央町平242-1
- ・ 電話番号 (0868)38-1880
- ・ ファックス番号 (0868)38-1891
- ・ 管理者名 施設長 武部 美江
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3353680030号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、ご利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアの支援も行いますので、安心して退所していただけます。

(3) 施設の職員体制

医師	1 人(常勤)	日勤勤務
理学療法士、作業療法士	0.5 人以上(常勤換算)	日勤勤務
看護職員	5 人以上(常勤換算)	日勤勤務(早出・遅出含)
介護職員	13 人以上(常勤換算)	日勤・夜勤交代勤務
管理栄養士	1 人(常勤)	日勤勤務
支援相談員	2 人(常勤)	日勤勤務
介護支援専門員	1 人(常勤)	兼務

事務員、その他の職員を配置しております。

* 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講しています。

(4) 入所定員等

- ・定員 50名
- ・療養室 個室…2室 二人室…8室 四人室…9室
- ・通常事業実施地域 勝田郡、英田郡、美作市、美咲町、津山市

2、短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、ご利用者の療養生活の質の向上及びご利用者の身元引受人(ご家族)の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、ご利用者・身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3、サービスの内容

- ① 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービス計画の立案
- ② 食事サービス(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時
- ③ 入浴サービス(個浴のほか、入浴に介助を要するご利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 口腔ケア
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ その他

※これらのサービスのなかには、ご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4、利用料金

(1) 介護保険サービス費 別紙参照

(2) 支払い方法

- ① 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(領収書の再発行はできません)
- ② お支払い方法は、次のいずれかをお願いします。
 - ・ 口座振替(郵便局 JA晴れの国岡山 津山信用金庫 中国銀行)
 - ・ 当施設の事務室窓口でのお支払い(平日のみ)
 - ・ 中国銀行の当施設の口座へのお振込み

(3) 利用料についての留意事項

- ① 負担限度額認定証をお持ちの方は、必ず提示して下さい。提示がなければ減額することができません。また請求日に間に合わない場合は、第4段階での請求をさせていただきます。
- ② 各種加算・減算に関しては、詳しくは相談員もしくは事務所職員にお尋ねください。
- ③ 二ヵ月以上利用料金を滞納され、督促したにも関わらず15日以内に支払われない場合には利用停止させていただくこともあります。

5、協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関名	住所
医療法人 さとう記念病院	岡山県勝田郡勝央町黒土45番地

協力歯科医療機関	住所
小坂田歯科医院	岡山県勝田郡勝央町勝間田178番地

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急時の連絡先」に連絡します。

6、施設利用に当たっての留意事項

① 医療について

- ・他科受診・・・ショートステイ利用中の医療管理・健康管理は施設医師が行うため、基本的に病院受診はできません。受診を希望される場合は、当施設からの紹介状が必要になりますので事前にお知らせください。
ご利用者は、当施設に無断で医療機関での受診及び投薬処置など受けないようお願い致します。入所中に医療機関（歯科を除く）で受診投薬を受けた費用は、当施設が支払うこととなっています。（一部負担金除く）。
- ・薬・・・当施設でご用意いたします。ご利用者の体調変化や当施設で取扱いのない薬がある場合等、薬が変更になる可能性があります。

② 面会について

緊急の場合を除き、10時～18時30分までです。（正面玄関は18時30分に施錠します。）
面会記入用紙を1階事務所カウンターへ用意しておりますので、必ずご記入ください。
インフルエンザ等感染症が流行している時期は面会を制限することがあります。
ご家族との交流は大切ですので極力ご面会においでください。

③ 送迎について

天候不良（警報・注意報等）の場合の送迎につきましては、ご相談させて頂く場合があります。

④ 洗濯物について

洗濯物は原則としてお持ち帰りください。

⑤ 電気製品の持ち込みについて

テレビ（14インチ以下）、電気毛布等を設置する場合や撤去する場合は職員にお申し出ください。
なお、電気代を1台につき70円／日（税別）いただきます。
テレビの貸し出しは電気代を含み120円／日（税別）で行っております。数に限りがありますのでご了承ください。

⑥ 食品の持ち込みについて

食品衛生管理上問題となりやすいものや、誤嚥の原因となりやすい食品の持ち込みはご遠慮ください。
万が一持ち込みの食品によって事故が生じた場合、当施設として責任を負いかねます。
また、食べ残し等がありました場合は処分することがありますのでご了承ください。

⑦ 外出について

- ・ご希望の際は事前に2階サービスステーションにお申し出ください。
- ・外出時は、職員より連絡・注意事項の説明をいたします。

⑧ 病院への入院について

病院への入院治療等が必要となった場合には、ご家族に付き添っていただきますので、その際にはご協力をお願いします。

⑨ ご利用者やご家族がインフルエンザ等の感染症を発症された場合、発症中はショートステイ利用を延期させていただく場合もあります。

⑩ 職員に対する謝礼、心付け等は固くお断りいたします。

7、禁 止 事 項

- ① 宗教の勧誘、特定の政治活動、営利行為
- ② 金銭・貴重品の持ち込み
- ③ 敷地内における飲酒及び喫煙
- ④ ペットの持ち込み
- ⑤ 職員や他の利用者への暴言、暴力、いやがらせ、セクシュアルハラスメントなどの迷惑行為

8、非 常 災 害 対 策

- ① 防災設備 スプリンクラー、消火器、非常用滑り台、自動火災報知設備、非常通報装置
- ② 防災訓練 年2回(内、1回は夜間及び夜間を想定した訓練とします。)
- ③ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
上記の訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

9、身 体 的 拘 束 等 に つ い て

当施設は、原則としてご利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、当施設の医師がその態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載し、必要最小限度の範囲で行うことがあります。

10、虐 待 の 防 止 に つ い て

当施設は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止マニュアルを作成し、その発生を防止するための体制を整備します。

11、業 務 継 続 計 画 に つ い て

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

12、衛 生 管 理 に つ い て

当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の防止マニュアルを作成し、その防止のための体制を整備します。

13、事 故 発 生 時 の 対 応

ご利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合には、当施設はご利用者に対し、必要な措置を行います。その他、ご利用者のご家族等、ご利用者又は身元引受人に指定された者、保険者の指定する行政機関及びご利用者に関わる居宅支援事業者に対して速やかに連絡し、再発を防止する体制を整備します。

ご利用者に対する介護保険施設サービスの提供により、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行います。

また、ご利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合は、ご利用者および身元引受人はその賠償を求められることがあります。

14、要 望 及 び 苦 情 等 の 相 談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。当施設のサービスに関する苦情やご相談については「苦情申出窓口」を設置しております。

(1) 苦情受付担当者【看護介護課長】 谷上 友希

(TEL) 0868-38-1880 (FAX) 0868-38-1891

* 苦情は口頭でも受け付けますが、1階事務所及び2階サービスステーションのカウンターに「ご意見箱」を設置しておりますのでご利用下さい。

(2) 苦情解決責任者 施設長 武部 美江

苦情解決委員 勝央苑事務長、看護課長、看護・介護係長、介護支援専門員

ケアプランセンター勝央苑管理者、訪問介護事業所たんぽぽ管理者 以上

(3) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

② ①の報告・協議

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。苦情解決責任者は苦情解決委員会を開き解決について協議する。

① 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情解決委員会での協議をふまえて、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。解決できない時は、第三者に仲介を依頼することがあります。

② 「運営適正化委員会」の紹介

解決できない苦情がある時は、岡山県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」または、保険者、岡山県国民健康保険団体連合会に申し立てることができます。

・岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方 2 丁目 13-1	086-226-9400
・岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市桑田町 17-5	086-223-8811
・勝央町 介護保険係	勝央町平 242-1	0868-38-7102
・美作市 介護保険係	美作市北山 390-2	0868-72-7701

・津山市 高齢介護課	津山市山北 520	0868-32-2070
・奈義町 こども・長寿課	奈義町豊沢 327-1	0868-36-6700
・美咲町 長寿しあわせ課	美咲町原田 1735	0868-66-1167
・西栗倉村 保健福祉課	西栗倉村影石 33-1	0868-79-2233

15、その他

施設見学を希望される方は、支援相談員までご連絡ください。パンフレットもご用意しております。